

鳥取市木材利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、鳥取市木材利用促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域材を使った民間における非住宅建築物の木造化及び内外装木質化等を支援し、地域材の利用促進を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「地域材」とは、市内（千代川流域・鳥取県内を含む。）の森林で育ち伐採された原木を製材・加工した製材品又は部材のすべてが同原木を加工した木材で構成された製品（単板積層材、直交集成板及び合板をいう。以下同じ。）をいう。

2 この要綱において「非住宅建築物」とは、次の各号に掲げる恒久的な建築物をいう。

（1）住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項の住宅以外の建築物

（2）その他市が認める建築物

3 この要綱において「木造化」とは、本市で非住宅建築物を新築するに当たり、主として構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建築基準法施行令」という。）第1条第3号の規定による構造耐力上主要な部分をいう。）に10立方メートル以上の地域材を使用することをいう。

4 この要綱において「内外装木質化等」とは、本市で非住宅建築物の内外装に地域材を使用（以下「内外装木質化」という。）又は地域材を主たる原材料として使用した什器を建築物に設置をすることで、0.05立方メートル以上の地域材を使用することをいう。

5 この要綱において「木育スペース」とは、主として未就学児又は小学生が、内外装木質化等を行った区域で地域材に触れながら遊び学べる場所をいう。

6 この要綱において「建築物木材利用促進協定」とは、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項の協定をいう。

7 この要綱において「延床面積」とは、建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する面積をいう。

8 この要綱において「CLT」とは、地域材の直交集成板をいう。

(補助金の交付)

第4条 市は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う別表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。以下同じ。）若しくは補助対象経費に係る地域材の材積に同欄に定める単

価を乗じて得た額又は同表の第5欄に定める額のうちいずれか低い額以下とする。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、補助事業に使用する地域材が搬入される日の30日前までに行わなければならない。

2 規則第4条の交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、木造化にあつては様式第1号、内外装木質化等にあつては様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額で算定して得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、補助事業に使用する地域材が搬入される日の16日前までに行うものとする。

2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金の増額の変更以外の変更とする。

2 第5条及び前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（着手届を要しない場合）

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（搬入の確認）

第9条 補助事業者（本補助金の交付を受ける者をいう。以下同じ。）は、補助事業に使用する地域材が搬入されたときは、木造化又は内外装木質化等を行う前に市長の確認を受けなければならない。この場合において、市長は、確認後、搬入確認書（様式第3号）を交付するものとする。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第12条の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、前条後段の搬入確認書で指定する日、補助事業の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は本補助金の交付決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき書類は、木造化にあつては様式第1号、内外装木質化等にあつては様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費（間接補助事業にあつては、間接補助対象経費）の額からその超える額を

控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第4号により市長に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（補助事業者等の協力等）

- 第11条 本事業に係る非住宅建築物の建築主（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第16号の建築主をいう。以下同じ。）、設計者及び施工者（以下「建築主等」という。）並びに補助事業者は、本事業に係る非住宅建築物の玄関、エントランスホール、受付等市民の目に触れやすい部分において、地域材による構造材現し又は内外装木質化等に努めるものとする。

（雑則）

- 第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年7月25日から施行し、令和7年度に実施する事業から適用する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

- 3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

1 補助事業名	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率・単価	5 補助上限額
非住宅木造建築拡大推進事業（木造化）	木造化を行う者（建築主、設計者、施工者）	地域材の材料代に要する経費	4万円/㎡。ただし、CLTは、3万円/㎡を加算する。	100万円/件。ただし、CLTは、75万円/件までを加算（合計175万円）（25㎡/件）。
非住宅木造建築拡大推進事業（内外装木質化等）	内外装木質化等を行う者（建築主、設計者、施工者）	内外装木質化の材料代及び什器の制作・購入に要する経費（什器单独の場合は、CLTの使用又は木育スペースの設置をしている場合に限る。）	1/3（什器单独の場合は、CLTを使用のときのみ）	66.6万円/件
			1/2（木育スペースの設置をしている場合（什器单独のときを含む。））	100万円/件

- （1）木造化と内外装木質化等は、併用できない。ただし、建築物木材利用促進協定を締結している場合は、この限りでない。この場合において、内外装木質化等の補助対象とした地域材の材積は、木造化の補助対象外とする。
- （2）国、県又は他市町村が建築主の施設、神社、寺院又は教会その他これに類する施設及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業に該当する施設は、対象としない。
- （3）設計者又は施工者が事業実施主体になる場合は、元請けの場合に限る。

様式第 1 号（第 5 条、第 1 0 条関係）

年度 鳥取市木材利用促進事業（木造化）実施計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

施設の名称					
施設の所在地					
施設の用途					
施設の規模	階数：地上 階	階数：地下 階	延床面積	m ²	
地域材使用量及び木材使用量 （地域材使用率）	地域材使用量 （ %）	m ³	木材使用量	m ³	
各部分の地域材使用量	C L T	m ³	構造耐力上主要な部分 （ 1 0 m ³ 以上）	m ³	
地域材のうち、構造材現し又は 内外装木質化等を行う部分					
建築費（税抜き）	円				
木工事に係る建築費（税抜き）	円				
工期（予定）	年	月	日	～	年 月 日
木工事に係る期間（予定）	年	月	日	～	年 月 日
施工者（建築業者の名称）					
所在地					
担当者（職・氏名）					
連絡先	電話： メールアドレス：				
設計者（設計事務所の名称）					
所在地					
担当者（職・氏名）					
連絡先	電話： メールアドレス：				
建築主（団体又は氏名）					
所在地					
担当者（職・氏名）					
連絡先	電話： メールアドレス：				

(注) ア 木材使用量、地域材使用量、建築費については、実施計画時は概算とする。

イ 構造耐力上主要な部分は、建築基準法施行令第1条第3号の規定による基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

3 補助金の額

種類	地域材使用量 (A)	単価 (B)	補助金額 (A×B)	
地域材	m ³	4 万円／m ³	(C)	円
うちC L T	m ³	3 万円／m ³	(D)	円
合 計			(C + D)	円
補助金額（最大100万円。C L Tを使用する場合は、最大75万円を加算）				円
(樹種別の内訳)				
		m ³	m ³	
		m ³	m ³	
		m ³	m ³	

(注) 補助金額は最大100万円（C L Tを使用する場合は、加算上限75万円を合計した175万円）を上限とする。

4 搬入（予定）年月日 年 月 日

5 事業完了（予定）年月日 年 月 日

6 他の補助金の活用

(1) 活用の有無（ 有 ・ 無 ）

※他の補助金活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを選択すること。

(2) 活用補助金の概要

※J A S 構造材個別実証支援事業（以下「J A S 事業」という）を活用する場合は、補助金名にJ A S 事業を記入しそれ以外の事業を活用する場合は、補助金名、所管する所属及び部署名、電話番号、補助内容及び補助対象を記載すること。

補助金名	所管する所属及び部署名	電話番号
補助内容及び補助対象		

(注) 補助内容及び補助対象の記載は、当該補助事業の交付要綱、交付申請書等の添付に代えることができる。

7 消費税の取り扱い（該当するものを選択）

- （１）一般課税事業者
- （２）簡易課税事業者
- （３）免税事業者
- （４）特定収入割合が５％を超えている公益法人等
- （５）仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

8 添付書類

交付申請時には、以下の資料を添付すること。

- （１）施工位置図、設計図面（地域材の使用箇所が分かる配置図、平面図、立面図等）
- （２）木材使用量、地域材使用量が確認できる資料（樹種別に分かるものであって、地域材のうち構造耐力上主要な部分以外の部材を明示したもの）
- （３）建築費の内訳が確認できる資料（見積書鑑、設計金額内訳表、木工事費明細等）
- （４）確認済証の写し又は建築工事届の写し（１０㎡を超える建築物）
- （５）補助金の申請者・受領者が建築主以外の場合は建築主の承諾書（様式第１号別紙）
- （６）その他、市が必要と認める書類

実績報告時には、以下の資料を添付すること。

- （１）施工位置図、設計図面（交付申請時から変更となった場合に添付）
- （２）木材使用量、地域材使用量が確認できる資料（納品書の写し等、樹種別に分かるものであって、地域材のうち構造耐力上主要な部分以外の部材を明示したもの）
- （３）鳥取県産材産地証明書の写し（鳥取県産材活用協議会等が発行するもの）
- （４）搬入確認書（様式第３号）の写し
- （５）その他、市が必要と認める書類

様式第 2 号（第 5 条、第 1 0 条関係）

年度 鳥取市木材利用促進事業（内外装木質化等）実施計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

施設の名称			
施設の所在地			
施設の用途			
施設の規模		階数：地上 階 階数：地下 階	延床面積 m^2
内外装木質化等の規模		内外装木質化等の面積： m^2	延床面積 m^2
木材使用量		m^3	
地域材使用量（0. 0 5 m^3 以上及び使用率		m^3 （ %）	
内外装木質化等の内容			
内外装木質化	木質化する部分	使用する地域材（樹種別）	材積
	（記載例）床	杉フローリング（4 m×1 8 cm×3 0 mm）	0. 4 m^3
			m^3
	（注）木質化する部分別に使用する樹種別の地域材使用量を記載すること。		
什器等の制作・購入	（注）什器等の制作、 購入の内容及び地域材使用 量を記載すること。		
内外装木質化等に係る経費		円	
内外装木質化等の期間（予定）		年 月 日 ～ 年 月 日	
施工者（建築業者の名称）			
所在地			
担当者（職・氏名）			
連絡先		電話： メールアドレス：	
設計者（設計事務所の名称）			
所在地			
担当者（職・氏名）			
連絡先		電話： メールアドレス：	

建築主（団体又は氏名）	
所在地	
担当者（職・氏名）	
連絡先	電話： メールアドレス：

（注） 木材使用量、地域材使用量、建築費については、実施計画時は概算とする。

3 補助金の額

種類	事業費（A）	補助率（B）	補助金額（A×B）
内外装木質化 の材料代	円	—	—
什器の制作・ 購入に係る経 費	円	—	—
計	円	1 / 3 (木育スペース 設置 1 / 2)	(C) 円
上限額	(> 2, 0 0 0 千円) = 2, 0 0 0 千円	1 / 3 (木育スペース 設置 1 / 2)	(C) 6 6 6, 0 0 0 円 (1, 0 0 0, 0 0 0 円)

（注）ア 内外装木質化等に係る経費の事業費は、2, 0 0 0 千円を上限とする。

イ 木育スペースの設置の場合は、補助率を 1 / 2 とする。

ウ 什器単独の場合は、C L T を使用した場合又は木育スペースを設置した場合に限る。

4 搬入（予定）年月日 年 月 日

5 事業完了（予定）年月日 年 月 日

6 他の補助金の活用

（1）活用の有無（ 有 ・ 無 ）

※他の補助金活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを選択すること。

（2）活用補助金の概要

※他の事業を活用する場合は、補助金名、所管する所属及び部署名、電話番号、補助内容及び補助対象を記載すること。

補助金名	所管する所属及び部署名	電話番号
補助内容及び補助対象		

（注）補助内容及び補助対象の記載は、当該補助事業の交付要綱、交付申請書等の添付に代えることができる。

7 消費税の取り扱い（該当するものを選択）

- （１）一般課税事業者
- （２）簡易課税事業者
- （３）免税事業者
- （４）特定収入割合が５％を超えている公益法人等
- （５）仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

8 添付書類

交付申請時には、以下の資料を添付すること。

- （１）施工位置図、設計図面（地域材の使用箇所が分かる配置図、平面図、立面図等）
- （２）補助金の申請者・受領者が建築主以外の場合は、建築主の承諾書（様式第２号別紙）
- （３）内外装木質化等の経費の内訳が確認できる資料（見積書鑑、見積金額内訳等及び必要に応じてエクセルデータ）
- （４）建築物木材利用促進協定書の写し（該当する場合に限る。）
- （５）木育スペースを設置する場合は、その活用方法等概要がわかる図面及び資料
- （６）その他、市が必要と認める書類

実績報告時には、以下の資料を添付すること。

- （１）施工位置図、設計図面（交付申請時から変更となった場合に添付）
- （２）木材使用量、地域材使用量が確認できる資料（納品書の写し等樹種別に分かるもの）
- （３）内外装木質化等の経費の最終的な内訳が確認できる資料（請求書鑑、金額内訳等証票書類及び必要に応じてエクセルデータ）
- （４）鳥取県産材産地証明書の写し（鳥取県産材活用協議会等が発行するもの）
- （５）木育スペース写真（該当する場合に限る。）
- （６）木育スペースを設置する場合は、その活用方法等概要がわかる図面及び資料（交付申請時から変更となった場合に添付）
- （７）搬入確認書（様式第３号）の写し
- （８）その他、市が必要と認める書類

様式第1号（第5条、第10条関係）別紙

様式第2号（第5条、第10条関係）別紙

年 月 日

鳥取市長 様

建築主 住 所
名 称
代表者職氏名

年度 鳥取市木材利用推進事業費補助金承諾書

鳥取市木材利用推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の計画申請、交付申請、補助金受領に当たり、下記のとおり請負契約締結者から説明を受け、その内容等について承諾しました。

記

1 施設の名称、所在地

2 請負契約締結者（補助金の申請者）

住 所
名 称
代表者職氏名

3 事業計画

年度 鳥取市木材利用促進事業実施計画書のとおり

4 補助金の受領

本補助金の受領者は次のとおり
（ 施工者 ・ 設計者 ）

（注1）この様式は、補助金の申請者及び受領者が建築主以外の場合に提出してください。

（注2）4 補助金の受領については、補助金の受領者として施工者又は設計者のいずれかを○で囲んでください。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

名 称

代表者職氏名 様

鳥取市長

鳥取市木材利用促進事業に係る地域材の搬入の確認について（通知）

年 月 日付け鳥取市指令受 第 号で交付決定をした鳥取市木材利用促進事業に係る地域材の搬入について、次のとおり、確認したので、通知します。

また、実績報告を次の提出期限日までに行ってください。

記

1 確認した日 年 月 日（ ）

2 確認した施設の名称

3 確認した地域材の量 m³

4 実績報告の提出期限日 年 月 日（ ）

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住 所
名 称
代表者職氏名

年度鳥取市木材利用促進事業仕入控除額確定報告書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知のあった鳥取市木材利用促進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、鳥取市木材利用促進事業費補助金交付要綱（令和7年 月 日制定）第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付された補助金等の額の確定額
金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 円

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）